

(別紙様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	倉吉市

倉吉市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 倉吉市経済観光部農林課
所在地 倉吉市堺町二丁目253番地1
電話番号 (0858) 22-8157
FAX番号 (0858) 22-8136
メールアドレス nourin-ka@city.kurayoshi.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ（以下「シカ」とする）・カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス）・ヌートリア・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ・ツキノワグマ・サギ類（アオサギ・ダイサギ）・カワウ・ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	倉吉市全域

2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稲	350	3,799
	大豆	33	66
	梨	30	2,303
	野菜（ブロッコリー・ながいも）	4	124
	じゃがいも	3	30
	合 計	420	6,322
シカ	大豆	18	35
カラス類	梨	26	1,225
ヌートリア	水稲	1	13
ハクビシン	もも	0	9
タヌキ	—	—	—
アナグマ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
サギ類	—	—	—
カワウ	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—
合 計		465	7,604

(2) 被害の傾向

○イノシシ

被害作物は水稲等が農村部で主に被害を受けている。また、里部で目撃情報が増加しており、今まで被害が少なかった里部への拡大が懸念される。

令和5年度には上北条地区で梨の樹皮への被害が確認された。

年 度	R01	R02	R03	R04	R05
被害額(千円)	3,988	2,852	5,591	4,368	6,322
被害面積(a)	363	259	310	416	420

○シカ

近年、被害の報告は受けていなかったが、令和5年度に上小鴨地区、社地区で大豆の食害が確認された。

年 度	R01	R02	R03	R04	R05
被害額(千円)	—	—	—	—	35
被害面積(a)	—	—	—	—	18

○ヌートリア

被害の報告は少ないが倉吉市北面の灘手地区など、水稻等を中心に被害が確認されている。
令和5年度には倉吉市関金地区で水稻の食害が確認された。

年 度	R01	R02	R03	R04	R05
被害額(千円)	—	—	47	—	13
被害面積(a)	—	—	4	—	1

○カラス類

被害作物は梨等で倉吉市住吉等の上小鴨地区において多くみられていたが、近年、関金地区、上北条地区、高城地区でも被害が確認されている。

年 度	R01	R02	R03	R04	R05
被害額(千円)	—	2,035	—	1,098	1,225
被害面積(a)	—	53	—	14	26

○アライグマ

被害や目撃の報告は受けていないが、近隣の町で捕獲や目撃されているため、今後、スイカ等への被害発生が予想される。

○ツキノワグマ

近隣の町で目撃されているため、今後、果樹への被害発生が懸念される。

○サギ類

従来は、高城地区、社地区等で田植え直後に水稻の踏み付け被害が多くみられていたが、近年は、市内各地で確認されており、市内全域への被害拡大が懸念される。

○カワウ

被害額等の数値的な把握はできていないが、アユの遡上や産卵の時期に天神川水系の河川で多くの食害が発生している。

○ハクビシン

令和5年度に社地区で果樹（もも）の食害が確認された。

○アナグマ・タヌキ

近年の被害報告はないが、過去にスイカ等の野菜類で被害があり、再発が懸念される。

○ヒヨドリ

近年の被害報告はないが、過年度に果樹等の食害が発生しており、再発が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和8年度)	
	面積 (a)	金額 (千円)	面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	420	6,322	294	4,425
シカ	18	35	12	24
カラス類	26	1,225	18	857
ヌートリア	1	13	0.7	9
ハクビシン	0	9	0	6
タヌキ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—
サギ類	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
合 計	465	7,604	324.7	5,321

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の補助を受けて捕獲活動を委託している JA が猟友会に依頼し対応している。 ・緊急を要する場合には、倉吉市鳥獣被害対策実施隊が、鳥獣被害(捕獲等)への迅速な対応をしている。 ・イノシシ、ヌートリア、シカ、アナグマ等については、奨励金を交付して捕獲を推進している。 <p>○カラス類</p> <p>年2回、全市一斉捕獲を実施している。</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象</p> <p>狩猟免許取得者の高齢化により捕獲員が減少、あわせて捕獲時の止め刺しに従事できる者も減少しており、対応が後手に回るケースも出始めている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>○ 被害集落又は2戸以上の被害農家が侵入防止柵を設置する場合、国・県の補助事業の活用により資材費を補助し整備を推進している。</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>○ 集落全体の農地を囲う取組が十分でなく、防止柵の設置効果が出ていないところがある。被害が里部に広がる傾向にあり、その対策が必要となっている。</p>

	<p>○ 県の電気柵・ワイヤーメッシュ設置・管理マニュアルを参考に、鳥獣の侵入防止に効果的な設置とその効果を持続させるために定期的な点検・メンテナンスを行うように指導を行っている。</p>	<p>○ 侵入防止柵の効果が発揮されるよう、市報等により正しい柵の設置・点検管理について普及啓発を行う必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>鳥獣の隠れ場所となっている耕作放棄地の適正な管理（草刈など）、収穫・出荷しない野作物や野菜くずを農地に放置しないよう普及啓発を行っている。</p>	<p>農業者に対して、取組が徹底されるよう継続的した啓発が必要である。</p> <p>鳥獣の隠れ場所となっている、耕作放棄地等の適正な管理（草刈など）について、地域の課題として取り組んで行く必要がある。</p> <p>山間部を中心に遊休農地が増加しイノシシの温床となっている。</p> <p>カラス類は対策への適応能力が高く、残さ物等カラス類を誘引するエサ場をなくす取り組みが不十分である。</p> <p>糞害に対する取り組みが必要である。</p>

(5) 今後の取り組み方針

<p>○イノシシ・シカ</p> <p>里部への出没が多くなっていることから、里部での侵入防止柵の設置を推進し、整備が進められてきたが、未整備の区域に被害が集中する恐れがあるため、未整備区域への設置の推進及び飛び地とならないよう集団的な設置を推進する。また、箱わな・くくりわなを整備し、わなと侵入防止柵の一体的な管理運用を推進する。</p> <p>猟期についても、国の交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)により捕獲活動への支援を強化し、個体数の低減を図る。</p> <p>また、狩猟免許の取得を推進し、人材の確保を図る。</p> <p>○ヌートリア・アライグマ</p> <p>ヌートリアについては、捕獲に従事する狩猟者が少人数であり、限られた地域でしか捕獲ができていないため、市全域での捕獲を促すとともに、捕獲に従事する狩猟者の確保に努める。</p> <p>アライグマに関しては、目撃や被害などの生息情報の把握に努め、生息が確認された場合、早期に捕獲を行い地域への定着を阻止する。</p> <p>○ハクビシン</p> <p>令和5年度に被害が確認されたことから、目撃や被害などの生息情報の把握に努めるとともに、地域への定着を防ぐために捕獲を行う。</p> <p>○カラス類</p> <p>梨等の廃棄やスイカ等の摘果物について、果樹園に置かないなどの除去を徹底すると共に、テグスやネット張りにより、農作物に寄せ付けない対策を徹底する。</p>
--

また、一斉捕獲を市内全域で実施するとともに、日頃より猟友会に依頼し追い払い等を行う。併せてロケット花火等による追い払いを行い被害防止効果を高める。

○サギ類・カワウ

令和2年度、向山にサギ類の大規模コロニーが確認されており、野鳥の会等と協議を行いながら、繁殖を抑制し個体数を調整する。また、カワウにおいては、令和2年度、同じく向山でねぐら・コロニーは確認されなかったが、県、野鳥の会と連携しながら、繁殖状況の把握に努め、繁殖が確認されれば、鳥取県カワウ被害対策指針に則した対応により繁殖を抑制し個体数を調整する。

○ヒヨドリ

ロケット花火等による追い払いを行い被害防止効果を高める。

○タヌキ・アナグマ

被害状況に応じ、侵入防止柵の設置や箱わなによる捕獲を行う。

○捕獲員の確保

広報誌、HP等により狩猟免許試験に関する情報をPRし新規捕獲従事者を確保する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ・シカ

鳥獣被害への迅速な対応が図られるよう、倉吉市鳥獣被害対策実施隊を設置し駆除捕獲を行う。また、国の交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、県費、市費による捕獲奨励金に加えて、市が実施隊員に依頼した場合は、実施隊員報酬により捕獲活動を支援する。

○ヌートリア

鳥獣被害への迅速な対応が図られるよう、倉吉市鳥獣被害対策実施隊を設置し駆除捕獲を行う。また、国の交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、県費、市費による捕獲奨励金に加えて、市が実施隊員に依頼した場合は、実施隊員報酬により捕獲活動を支援する。

○アライグマ

鳥獣被害への迅速な対応が図られるよう、倉吉市鳥獣被害対策実施隊を設置し駆除捕獲を行う。また、県費、市費による捕獲奨励金に加えて、市が実施隊員に依頼した場合は、実施隊員報酬により捕獲活動を支援する。

○ハクビシン

鳥獣被害への迅速な対応が図られるよう、倉吉市鳥獣被害対策実施隊を設置し駆除捕獲を行う。また、国の交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、県費、市費による捕獲奨励金に加えて、市が実施隊員に依頼した場合は、実施隊員報酬により捕獲活動を支援する。

○タヌキ・アナグマ等

鳥取中央農業協同組合と猟友会において業務委託をおこなっており、情報共有等の連携を密にしながら、速やかに鳥取中央農業協同組合より猟友会へ捕獲要請を行い捕獲を行う。

また、倉吉市鳥獣被害対策実施隊を設置し駆除捕獲を行い、市費による捕獲奨励金に加えて、市が実施隊員に依頼した場合は、実施隊員報酬により捕獲活動を支援する。

○カラス類・アオサギ等

鳥取中央農業協同組合と猟友会において業務委託をおこなっており、情報共有等の連携を密にし
ながら、速やかに鳥取中央農業協同組合より猟友会へ捕獲要請を行い捕獲を行う。

○カワウ

天神川漁業協同組合が狩猟者と有害捕獲業務委託契約を締結し駆除捕獲を行う。

(猟友会員構成状況) (延べ人数) 令和6年3月時点

銃猟従事者 33人 わな猟従事者 90人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	イノシシ・シカ・カラス類・タヌキ・アナグマ・サギ類・カワウ・ヒヨドリ	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ハクビシン	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ヌートリア・アライグマ	・外来生物法に基づく防除実施計画の策定準備 ・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
令和 7 年度	イノシシ・シカ・カラス類・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・サギ類・カワウ・ヒヨドリ	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ハクビシン	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ヌートリア・アライグマ	・外来生物法に基づく防除実施計画の策定を行い対応 ・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
令和 8 年度	イノシシ・シカ・カラス類・タヌキ・アナグマ・サギ類・カワウ・ヒヨドリ	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ハクビシン	・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援
	ヌートリア・アライグマ	・外来生物法に基づく防除実施計画の策定を行い対応 ・捕獲技術向上のための講習会の開催 ・狩猟免許取得に対する支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

令和4年度609頭、令和5年度は572頭(12月末)捕獲された。被害作物は水稻等が農村部で主に被害を受けている。また、里部で目撃情報が増加しており、今まで被害が少なかった里部への拡大が懸念される。

猟期の有害捕獲を実施することで、捕獲強化を図り、年間850頭を目標とする。

年度	R01	R02	R03	R04	R05 (12月末)
捕獲数	733	602	652	609	572

○シカ

倉吉市上灘地区、小鴨地区、上小鴨地区、関金地区等の鳥取県東部地区と隣接する山間部を中心に令和5年度は142頭(12月末)捕獲され年々頭数が増加する傾向である。

猟期の有害捕獲を実施することで、捕獲強化を図り、年間300頭を目標とする。

年度	R01	R02	R03	R04	R05 (12月末)
捕獲数	113	132	214	175	142

○ヌートリア

令和5年度は119頭(12月末)捕獲された。近年は被害の報告は受けていないが、倉吉市北面の灘手地区など現地での確認等によると、水稻等を中心に被害が確認されている。また、捕獲箇所は和田、国府、黒見の社地区や今在家、河来見の高城地区及び中河原等の小鴨地区など、市内の広範囲に及んでいる。

過去の実績から年間250頭を目標とする。

年度	R01	R02	R03	R04	R05 (12月末)
捕獲数	108	310	165	161	119

○カラス類

令和4年度232羽、令和5年度は47羽(12月末)捕獲された。令和5年度は継続的に一斉捕獲を実施した効果により減少したと考えられる。被害は倉吉市住吉等の上小鴨地区において多くみられていたが、近年、高城地区でも被害が増加している。

通年の捕獲強化を図り、年間300羽を目標とする。

年度	R01	R02	R03	R04	R05 (12月末)
捕獲数	201	115	216	232	47

○サギ類

サギ類については、高城地区、社地区等で田植え直後に水稻の踏み付け被害が多くみられるが、市

年度	R01	R02	R03	R04	R05 (12月末)
捕獲数	196	205	75	75	47

内各地で確認されており、市内全域への被害拡大が懸念されることから年間200羽を目標とする。

○カワウ

カワウについては、被害額等の数値的な把握はできていないが、アユの遡上や産卵の時期に天神川水系の河川で多くの食害が発生している。

被害の拡大が予想されることから年間 200 羽を目標とする。

年度	R01	R02	R03	R04	R05 (12 月末)
捕獲数	43	36	38	69	26

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 (頭・羽)		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	850	850	850
シカ	300	400	400
ヌートリア	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
アライグマ	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
ハクビシン	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
カラス類	300	300	300
サギ類	200	200	200
カワウ	200	200	200

捕 獲 等 の 取 組 内 容

(倉吉市全域)

○イノシシ、シカ

捕 獲 手 段：箱わな・くくりわな・銃器を基本とする。

実施予定時期：通年

○ヌートリア

捕 獲 手 段：箱わなを基本とする。

実施予定時期：通年

○ハクビシン

捕 獲 手 段：箱わなを基本とする。

実施予定時期：通年

○アナグマ、タヌキ

捕獲手段：箱わなを基本とする。

実施予定時期：被害発生時

○カラス類

捕 獲 手 段：一斉捕獲（銃器）、通常の捕獲（銃器）、大型箱わな

実施予定時期：一斉捕獲は2回/年、通常の捕獲及び大型箱わなは通年

○サギ類

捕 獲 手 段：銃器

実施予定時期：4～7月（繁殖期の捕獲を強化） ○カワウ 捕獲手段：銃器 実施予定時期：4～7月（繁殖期の捕獲を強化）

ライフル銃における捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
権限委譲済み	

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方					
地形等により電気柵とワイヤーメッシュ柵を効率よく組み合わせて最大限の効果が発揮できるように整備を推進する。 <div style="text-align: right;">(単位：m)</div>					
年度	対象鳥獣	R02	R03	R04	R05 (実績見込)
電気柵	イノシシ	8,961	9,862	5,952	1,880
ワイヤーメッシュ柵	イノシシ	3,660	750	400	1,000

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・シカ	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m	電気柵 15,000m
	ワイヤーメッシュ柵 4,000m	ワイヤーメッシュ柵 4,000m	ワイヤーメッシュ柵 4,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和6年度～8年度
イノシシ・シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・県の電気柵・ワイヤーメッシュ設置・管理マニュアルを参考に、鳥獣の侵入防止に効果的な設置とその効果を持続させるために定期的な点検・メンテナンスを行うように指導を行う。 ・侵入を許した場合、すぐに点検を行い、侵入箇所が判然としない場合には、鳥獣被害対策実施隊も協力して点検を行い、問題個所の発見と対応について指導する。 ・市報等により正しい柵の設置・点検管理について普及を行う。 ・捕獲用具と侵入防止柵の一体的な管理・運用により効率的な捕獲を行う。

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・カラス類・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・アライグマ・サギ類・カワウ・ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・追い払い ・緩衝帯の設置 ・テグス等による侵入防止 ・放任果樹等の撤去
令和7年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・カラス類・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・アライグマ・サギ類・カワウ・ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・追い払い ・緩衝帯の設置 ・テグス等による侵入防止 ・放任果樹等の撤去
令和8年度	イノシシ・シカ・ヌートリア・カラス類・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・アライグマ・サギ類・カワウ・ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物残さの除去 ・追い払い ・緩衝帯の設置 ・テグス等による侵入防止 ・放任果樹等の撤去

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥取中央農業協同組合	農作物の被害防除、被害状況の把握
鳥取県猟友会中部支部	鳥獣の捕獲、被害状況調査等
鳥取県農業共済組合中部支部	鳥獣による農作物被害に対する水田・畑作地域への事業実施
倉吉警察署	市民の安心安全の確保
鳥取県	アドバイザー

(2) 緊急時の連絡体制

倉吉市農林課より、鳥取県、警察署、猟友会に連絡をし市民の安全を図りつつ問題を解決する。

7 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、苦痛を与えない方法で速やかに殺処分をして埋設等の方法で適切に処理する。また、鳥取中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンターで受入れできるが、日処理頭数に限りがあるため、搬入しようとする場合は、調整のうえ搬入し、焼却処理を行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>「日本猪牧場（倉吉市服部）」及び「ほうきのジビエ推進協議会」とジビエ肉の普及推進等について連携を図る。</p> <p>また、捕獲されたイノシシ及びシカの有効利用について、捕獲者へ普及啓発し、</p>
----	--

	日本猪牧場へ捕獲個体の搬入を行い、食肉利用を促進する。
ペットフード	
皮革	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	倉吉市有害鳥獣捕獲協議会
構成機関の名称	役 割
倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・捕獲に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取県農業共済組合中部支部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による農業被害に関すること
鳥取県猟友会倉吉支部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・水田・畑作地域の事業実施に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の支援に関すること
鳥取県中部総合事務所農林局	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の助言に関すること
鳥取県中部総合事務所農商工連携チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエに関すること
日本猪牧場	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエに関すること
ほうきのジビエ推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエに関すること
鳥取中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 9 月に倉吉市鳥獣被害対策実施隊を結成し、現在は猟友会会員（第 1 種資格者）31 人、倉吉市役所職員 8 人で活動し、鳥獣被害への迅速な対応が図れる体制を整備している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。
--